

令和2年 8月 14日

大阪府北河内府税事務所長

西村 浩一 様

自治労大阪府職員労働組合税務支部北河内府事務所

分会长 永 石



令和3年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求書

組合員が安心して働き続けることができる職場環境の確立のため、下記のとおり要求するので誠意ある回答を求めます。

記

1. 従来からの労使慣行を遵守し労働条件の変更にあたっては一方的な実施は行わないこと。
2. 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより健康管理体制の充実強化を図ること。
3. 税務手当については給与の調整額に移行すること。
4. 冷暖房・空調について
 - (1) 冷暖房の運転期間については、日程にとらわれず、気温・湿度に適した弾力的な運転を実行すること。
 - (2) 個別空調に改修すること。
 - (3) 空気の清浄性が保たれるように定期的な点検・整備を行うこと。
 - (4) 勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際には冷暖房の運転を行うこと。
5. 職場の労働安全衛生の観点から執務室の保全・改善を行うこと。
 - (1) 庁舎を新調すること。
できない場合は破損箇所が生じた場合は、速やかに改修工事等を行うこと。
 - (2) 庁舎施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。
 - (3) 今年についてはコロナ渦の集団感染が起きないよう執務室内の換気に努めること。
6. 職員の安全確保のため庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。